

農業災害補償法の一部を改正する法律案 法令・法案動向

○農業災害補償法の一部を改正する法律案の概要

公布年月日番号 4月4日現在、第193回国会において審議中
施行年月日 平成30年4月1日(予定)

<はじめに>

現行の農業災害補償制度は、自然災害による収量減少が対象で、価格低下等はその対象の範囲外となっています。また、対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていない等の課題があります。

農業の成長産業化、また農業経営の安定を図るため、今回の改正では農業経営者のセーフティネットとして、個々の農業者ごとに農業収入全体を見て総合的に対応できる新たな保険制度が創設されます。法案が可決された場合、平成30年4月1日から施行される予定です。

<改正の概要>

1 題名の改正

「農業災害補償法」から「農業保険法」に変更になります。

2 農業経営収入保険事業の創設

保険資格者は、青色申告を行い、経営管理を適切に行う農業者（個人又は法人）が対象となります。事業主体は、全国を区域とする農業共済組合連合会（以下「全国連合会」といいます。）となり、加入者には保険期間中の農業収入金額が、基準収入の一定割合を下回った場合に、その下回った金額の一定割合の金額が支払われるようになります。

保険料・積立金の一部は国庫負担となるほか、再保険も実施されます。

3 農業共済事業の見直し

- ① 農業をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、農作物共済について、当然加入方式を任意加入方式に移行します。
- ② 農業者が補償内容を選択できるよう、家畜共済が死産共済と病傷共済に分離されます。

- ③ 農業者負担の公平化に資するよう、共済掛金率を危険段階別に設定する方式が義務化されます。

4 農業共済団体について

- ① 農業共済組合連合会の区域は、都道府県又は全国の区域となります。
- ② 全国連合会の組合員たる資格を有する者は、③により合併をした特定組合（都道府県連合会の権利義務を承継した農業共済組合をいいます。以下同じ。）及び都道府県連合会のほか、全国連合会が行う共済事業の共済資格を有する者となります。
- ③ 全国連合会と特定組合又は全国連合会と都道府県連合会及びその組合員たる全ての農業共済組合とは、それぞれ合併することができ、これらの場合において合併後存続する法人は、全国連合会となります。
- ④ 農業共済組合は、共済事業の全部又は一部を全国連合会に譲渡することができます。
- ⑤ 農業共済団体は、共済事業の効率化を図るため、合併の推進等に努めることとされました。

※ 上記のほか、今後の保険ニーズの変化に対応して、事業の細目を弾力的に設定できるよう、原則は法律で規定し、細部は政省令に委任されます。